

令和5年 老 岐 市 議 会 定 例 会 8 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

令和 5 年 8 月 1 0 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	5 番 中原 正博 6 番 山川 忠久
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	議案第 43 号 初山漁港 (初瀬地区) 漁村再生工事 (1 工区) 請負契約の締結について	農林水産部長説明、 質疑なし、委員会付託省略、 討論なし、可決
日程第 5	議案第 44 号 令和 5 年度老岐市一般会計補正予算 (第 3 号)	財政課長説明、質疑あり、 委員会付託省略、討論なし、 可決
追加日程 第 1	議長の辞職について	許可
追加日程 第 2	議長の選挙について	投票 議長 小金丸 益明
追加日程 第 3	副議長の辞職について	許可
追加日程 第 4	副議長の選挙について	指名推選 副議長 赤木 貴尚
追加日程 第 5	議席の一部変更について	報告済
日程第 6	常任委員の所属変更について	報告済
追加日程 第 6	常任委員の選任について	議長指名
追加日程 第 7	議長の産業建設常任委員の辞任について	許可
追加日程 第 8	議長の議会運営委員の辞任について	許可

追加日程 第9	議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加日程 第10	議会運営委員の辞任について	許可
追加日程 第11	議会運営委員の選任について	議長指名
追加日程 第12	議会広報特別委員の辞任について	許可
追加日程 第13	議会広報特別委員の選任について	議長指名
追加日程 第14	国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加日程 第15	国境離島活性化推進特別委員の選任について	議長指名
追加日程 第16	長崎県病院企業団議会議員の選挙について	指名推選 議員 山川 忠久
追加日程 第17	議員派遣の件	原案のとおり決定

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	山口 千樹君
総務部長	中上 良二君	企画振興部長	塚本 和広君
市民部長	西原 辰也君	保健環境部長	崎川 敏春君
建設部長	平田 英貴君	農林水産部長	谷口 実君
教育次長	目良 顕隆君	消防本部消防長	山川 康君
総務課長	横山 将司君	財政課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のために撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会8月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番、中原正博議員、6番、山川忠久議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

日程第3．諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和5年壱岐市議会定例会8月会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

初めに、台風6号についてでございますが、市民皆様の安全を確保するため、8月9日午後1時に警戒レベル3、高齢者等避難を発令し、各町1か所の避難所を開設したところでありますが、62世帯、77名の方が避難されております。また台風6号は、本日午前4時頃、本市へ最接近し、壱岐航空気象観測所で、午前3時49分に最大瞬間風速21.6メートルを記録いたしました。最大連続雨量は、勝本町西戸触の47ミリにとどまっております。被害の状況につきましては現在調査中ではありますが、幸いにして人的被害の報告はございません。今後も関係機関と連携を図り、市民皆様の安全安心を最優先に、災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様には早めの警戒や日頃の備えなど、防災意識の向上に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症について、5月8日から定点把握対象の5類感染症に変更されております。7月中旬以降、本市における感染者数は急拡大しており、8月3日発表の1週間の定点当たりの感染者数は、壱岐市においては27.33、県内全体は30.29と増加傾向にあります。本格的な夏を迎え、旅行やお盆の帰省などで人の移動や接触の機会が増えることから、さらなる感染拡大が予想されますので、市民皆様には換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策に御協力をお願いするとともに、発熱など、体調が優れないときは無理をせず、療養に努めていただきたいと思います。また、非常に暑い日が続いており、環境省と気象庁は熱中症の危険性が極めて高くなることが予測される場合に、熱中症警戒アラートを共同で発表しております。この熱中症警戒アラートが発表されている日は、外出を控える、エアコンを使用するなどの熱中症予防のための行動をはじめ、自らの体調管理に十分御留意いただきますようお願いいたします。

さて、壱岐市市制施行20周年記念事業である神々の島壱岐ウルトラマラソン2023につきましては、去る7月21日の申込期限において、744名のエントリーをいただきました。対前年比124%、146名の増となっており、これはコロナ禍前の平成30年の大会を超える過去最多となっております。今回、100キロメートルの部に124名増の487名がエントリーされており、本大会がウルトラマラソンの愛好家と言われるコアな層に、着実に浸透されているものと捉えております。また、ふるさと納税の返礼品としてウルトラマラソンの参加権を申し込まれた方は46名で、寄附額は235万円と、昨年の25名、128万9,000円を大幅に上回り、本市の財政にも大きく御貢献をいただいております。市制施行20周年記念事業として素晴らしい大会となるよう、各種団体等と綿密に連携を取りながら、万全の準備を進めてまいります。

本日提出しております案件は、契約の締結に係る案件1件、令和5年度一般会計補正予算に係る案件1件の計2件でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第4. 議案第43号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、議案第43号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出の議案につきましては、担当部長及び担当課長に御説明をさせますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 皆さん、おはようございます。議案第43号について御説明申し上げます。

初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）請負契約の締結について。初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）の請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、契約の目的。初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）。

2、契約の方法。制限付き一般競争入札。

3、契約金額。金1億9,402万5,700円。

4、契約の相手方。壱岐市芦辺町中野郷本村触800番地、壱岐土木工業（株）、代表取締役山内史仁氏。

提案理由は、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるものでございます。

次の2ページに説明資料を掲載しておりますので、御参照願います。

1、工事場所。壱岐市郷ノ浦町初山東触。

2、工事内容は、1)、マイナス3.0メートル岸壁取付（改良）、Lイコール10.0メートル。2)、東突堤（新設）、Lイコール34.3メートル。3)、西突堤（新設）、Lイコール34.4メートルで、各工種の数量は記載のとおりでございます。

3、工期は契約発効の日から令和6年2月29日までとしております。

4、入札結果及び、5、予定価格につきましては、記載のとおりでございます。

次の3ページ以降には、計画平面図、実施平面図、標準断面図を添付しております。

以上で議案第43号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）請負契約の締結についてを採決をいたします。この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成多数です。よって、議案第43号初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（1工区）請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第44号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、議案第44号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） おはようございます。議案第44号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,934万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億4,780万4,000円とします。

第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の追加は、第2表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、7月に発生いたしました大雨に係る災害復旧の費用につきまして、補正を行うものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。4ページ。

第2表、地方債補正の1、追加で、災害復旧事業債、限度額1,260万円を追加しております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

8ページから9ページをお開き願います。

13款分担金及び負担金の、1項1目農林水産業費分担金は、自然災害防止事業地元分担金45万円を、同じく1項2目災害復旧費分担金は、農地等災害復旧費受益者分担金、1,210万円を計上しております。

15款国庫支出金、1項3目災害復旧費国庫負担金は、補助対象となる道路災害4か所の公共土木施設災害復旧事業費に対し、補助率80%の2,040万円を計上しております。

16款県支出金、2項4目農林水産業費県補助金は、林地災害復旧に係る自然災害防止事業

費補助金225万円を、同じく16款2項8目災害復旧費県補助金は、農地及び農業用施設災害復旧費補助金5,790万円を計上しております。

19款繰入金、1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算に係る一般財源として、2,364万9,000円を計上しております。

22款1項10目災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業の単独事業分として730万円、補助事業分として530万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

今回の補正予算の事業内容につきましては、別添資料、令和5年度8月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

5款農林水産業費、2項2目林業振興費の治山事業費は、県補助事業として実施する林地災害復旧工事及び大雨により被災した住居の林地災害に対して、土砂除去の作業補助金706万円を計上しております。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、農地及び農業用施設の災害復旧に係る測量設計、復旧工事、崩土除去等に要する費用8,912万9,000円を計上しております。

同じく、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、補助事業として実施する道路災害4か所の災害復旧事業2,570万円及び単独事業となる復旧工事、崩土除去等に要する費用といたしまして746万円を計上しています。

以上で議案第44号令和5年度老崎市一般会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず1つは、農林水産業費の中で治山事業費ということで、7月の豪雨に伴う復旧工事ということでの予算であります。毎年この時期にこういう復旧予算が出されてきて審議を毎年続けていますが、その中で、まず1点目、林地災害復旧工事ということで1か所あります。これは湯岳興触のTさんの裏山ということで確認しているんですが、大量の土砂が家の裏側から横へ、車庫の中から庭へ大量の土砂が流出して、車も出れないという状況が朝あったと。幸い土砂は家のところで止まって、大きな破損はなかったということがありました。しかし、これは以前に同じような場所が崩れておりまして、土砂防止のためのセ

メントの防御の壁が積んでありましたが、その上の大きく山が崩れ落ちているという状況でありました。また、農地のほうで大きく崩れていたのが、志原南のNさんの農地で、家の上の高いところにある農地の壁が、大きく高く横に、そして下に2回にわたって崩れているという。大きく道路を塞いでいて、土砂をどけるというような状態でありました。

このような大規模なところが、ほかに小さいところ行くとかなりの数がそこにありますように、復旧工事がなされるわけですが、先ほど言いました今の湯岳興触と志原南のNさんの農地については、土砂災害特別警戒区域、もしくは警戒区域になっていたのかどうか、それを教えていただきたいと。そういう意味で、このあらかじめ危険な区域についての壱岐市としての防災対策というのは、いかようになされてきたのかということを知らせていただきたいと思えます。

その次に、もう一つ追加の質問ですが、土砂除去作業のための箇所が20か所という形で計上されておりますが、除去作業の補助金が、上限が40万円で、そのうちの40%が補助という形になっております。この辺り、結構裏の家の横面とか裏面に土砂が流入して、除去するのに大変だというところが沼津地区にもあるんですが、大体この除去作業については、どのくらいの費用がかかっているのか、例年ですね。40万円を上限にして40%の補助ですので、40万円を超す除去作業であったら、16万円の補助、手だしが24万円ですか。そういう形になるんですが、どのくらいの負担金になっているのか、状況を聞かせていただきたい。

突然で追加ですが、よろしく願います。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 4番、山口議員のただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど言われた箇所のところで、土砂災害警戒区域についてといったところについては、今回その部分については把握しておりませんので、後もってでもお知らせをしたいと思いますので、お願いをいたします。

今回の先ほど申された芦辺町湯岳興触の林地災害のところでございますけども、二十数年前の大雨によりまして被災して、災害復旧工事がされた箇所でございます。このたびの大雨により、再び同じ箇所の上部が崩れておりまして、今現在は申請者において住宅まで押し寄せた崩土の除去を行っておられます。また再度、崩土等の災害に備えまして、宅地等への侵入を防ぐために土のうの設置をする旨をお聞きをいたしております。

このような林地や農地などの災害復旧は被災箇所が民有地、いわゆる個人有地でありまして、あくまでも被災箇所の地権者、もしくは管理者の申請によりまして、工事を実施するものでございます。また、日頃の災害防止のための対処については、個人の責任において実施されるものでありますので、市が対策を講じるわけではございませんので、御理解を賜りたいというふ

うに思います。

それから、3番目の補助対象事業費、いわゆる住宅の土砂の裏ですね。そういった箇所が事業費的にはどのくらいかかっているのかと。実際、今平均事業費といいますか、大体農地にしましても補助対象となるのが40万以上というところでありまして、40万以下のところについては、単独でこのような小災害の補助を市としても予算化をさせていただいております。そういったことから、費用によってはかなりかかっているところもあるかと思えますけども、そこについては、全体把握はできておりません。

例年そういったことで、こういう災害が起こったときには、この小災害の土砂除去の補助金を使いまして、補助対象限度が40万円の補助率が40%ということでございますので、補助上限額としましては16万円ということで、そういった本人の申請に基づいて交付をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1つ目の、今回の湯岳興触の方の被害は2度目だと、二十数年ありますが。状況を見ると、積んである石垣からかなり高いところまであって、どのくらい土があったのかと考えると、かなり高いところで大きく危険な状態が続いていたんじゃないかなと。そういう意味で、1度目はあったけども2度目について、やっぱり市として警戒区域なのか、そして同じようなところで2度、3度と災害が起きる可能性もあるので、その辺りのチェック体制というのはされているのかどうかというところですね。

それから、2つ目の点でいくと、補助対象でいくと40万円を上限で40%とありますが、これは壱岐市としての補助規定でなされているということで理解していいんでしょうか。国と県との基準ではないということでいいんでしょうか。この2点、すいません。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほどの、土砂災害区域としてそこを確認をしているかといったところにつきましては、地図上で表示をされて、土砂災害警戒区域については皆様方にお知らせをしているというところでございます。そういったところにつきましては個人の責任において、やはり災害防止対策をしていただくということで、そういった周知をさせていただいているところでございます。

それから、先ほどの土砂除去の補助金の要綱については、これについては壱岐市の独自の施策でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） ３回目ということですか。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（４番 山口 欽秀君） 土砂災害については、去年も土砂崩れが起きてから復旧に当たるんだというふうなことでお話がありましたが、国が土砂災害防止法を改めて、やっぱり土砂災害を防止する、これだけ自然災害が増えている中で言っているのは、事前に、ここにも予算の中にあるように、自然災害防止事業費というふうに、防止にもう少し力を入れるということを行っていると思うんですね。そういう意味で、砂防や急斜面や、それから河川や道路なんかの改修事業、危険なところへの改修部分の交付事業を国も進めていると思いますし、それから、住宅についても危険なところの土砂を、地滑りを止めるための交付事業も、国しているわけですから、復旧復旧じゃなくて防止の立場に立った、壱岐はかなりのところが危険、特別警戒区域があるわけですから、そういう立場が私は必要ではないかということを変更して思います。

それから、復旧についても４０万円の４０％というのは、やっぱり負担が大きいんじゃないかなということだと思います。高齢者一人暮らしで住んでいて、そういう遭われたりすると、なかなかそういう工面大変だし、それから、湯岳の方は予算でいうと１，０００万円かかるんじゃないかと。１割で１００万円出さないかん、頭が痛い、ということ言われました。それから、志原南の方は、農地で大きい崩れとるけど、当面農地に大きな支障ないので、工事やるかどうか、ちょっと検討中だというようなことで、やっぱり財政面での工事にちゅうちょされるようなところが多く聞かれましたので、この点でも、この補助対象、４０万円、上限４０％、ぜひ今の状況に合わせた補助対象に検討していただくことを求めて終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 部長、特別にありませんね。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） もう一つ、２つ目で、路肩についての通告しておりますが。

○議長（豊坂 敏文君） 分かりました。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） １０災害復旧費のところ、路肩の復旧とか、それから崩土の除去という予算が組まれておりますが、路肩の起きた４か所については、事前に地域から危険情報とか改修要求が出されていたのかという点、それから、崩土の除去の１７か所ですね。かなり山が崩れて道路を塞いでいる箇所が、写真で見せていただきましたが、ありました。ここ

の場所についてはどうでしょう。過去に同じような、土砂が流れ出して道路を塞いだと、そういう箇所が17か所のうち何か所かあるんでしょうか。その辺りの状況を、まずお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

○建設部長（平田 英貴君） 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

路肩、崩壊が起きた4か所について、事前に危険の状況把握はなかったのかという御質問でございますけれども、被災をいたしました4か所のうち3か所につきましては、昨年度に地元の公民館長様などから情報が寄せられており、その情報を基に職員による現地確認を実施した結果、当時は不良土も小さく、車両などの通行にも支障がないことから、経過観察といたしておりました。その後も定期的に変状がないか現場確認を行っておりましたが、大きな変状は確認ができておりませんでした。そうした中で、先月の7月9日から10日にかけて集中豪雨が発生いたしましたので、今回の災害箇所も含め、経過観察としている箇所を再度現地確認しましたところ、路肩部の崩壊が進行し、路面にも沈下やクラックなどの変状が確認されたことから、災害復旧事業に該当するものと判断し、新たに発生をいたしました1か所と合わせまして、今回4か所の補正予算を計上をいたしております。危険箇所の状況把握につきましては、市道の管理延長も長く、事前に全てを把握することは困難な状況でございます。今後も市民皆様や、自治公民館などの御協力をいただきながら、できる限りの状況把握に努めてまいります。

それと、崩土除去の17か所の部分が過去に同様の状況にならなかったかという御質問でございますけれども、申し訳ございませんけれども、今手元に資料がございませんので、後ほどお知らせをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、4か所のうち3か所は危険情報ということで認識していたということでありました。だから、そういう危険箇所をどういうふうに見て対応するかということが問われているのでね。このくらいだからまだ大丈夫だろうというふうに見るのか、早めに危険箇所として認定して、壊れる前にきちっと手当てしたほうが、どうなるか予算面とか、それから起きてからの責任の問題から言っても、きちっとした対応として取られるのではないかなと思いますので、私は危険箇所の情報を真摯に受け止めて、壊れてから復旧するという立場をちょっと改めて、早めに手当てするというをお願いしたいと思うんですね。

私のところにも地域の方から、ここの山がこう崩れそうだとか、道路の曲がり角の土砂がぼろぼろ、ぼろぼろ崩れてくるよとか、そういう声があって、住民としてはいろいろ危険箇所を感じてらっしゃいますが、専門家ではないので危険箇所としての認定がどうなるかはあります

けども、やっぱり早めに対応という。事故が起きてから対応じゃなくて、早めに防止のための工事という点で考えを改める。それも先ほど言った国の土砂災害防止法に基づく観点じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 平田建設部長。

○建設部長（平田 英貴君） 情報を把握した時点で回収をすべきじゃないか、防止すべきじゃないかというお話であろうかと思いますが、先ほど申し上げましたように、現地を確認をいたしまして、通行に支障がないという状況でございましたので、今回の部分については経過観察ということで、定期的に見て回るということにしております。

ふだん、自治公民館からの要望等につきましては、要望をいただきましたら早急に現場立会いなどを行いまして、老朽度、老朽化の具合でありますとか、緊急性、そして損傷の度合いなどを判断しまして、緊急を要するものについては早急に改修を、補修をしておるところでございます。同じように、市内全域から要望等も参りますけれども、その点につきましては公平性、平等性を損なわないように対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ事前の危険を除去するという立場で、災害防止の早い対処を求めて、質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第44号令和5年度壱岐市一般会計補正

予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

〔議長（豊坂 敏文君）と副議長（土谷 勇二君） 議長席交代〕

○副議長（土谷 勇二君） 再開します。

追加日程第1. 議長の辞職について

○副議長（土谷 勇二君） 豊坂敏文議長から議長の辞職願が提出されました。よって、副議長
の私が議長の職務を行います。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題と
することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、
日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の辞職についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますが、ただ
いま議場に豊坂敏文議員の出席があっておりませんので、了承をお願いいたします。

○副議長（土谷 勇二君） それでは、辞職願を山川議会事務局長に朗読させます。

○事務局長（山川 正信君） それでは朗読いたします。

令和5年8月10日、老岐市議会副議長土谷勇二様。

老岐市議会議長豊坂敏文。

辞職願。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（土谷 勇二君） お諮りします。豊坂敏文議員の議長の辞職を許可することに御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 御異議なしと認めます。よって、豊坂敏文議員の議長の辞職を許可
することに決定いたしました。

豊坂敏文議員の入場を求めます。

〔議員（16番、豊坂 敏文君） 入場〕

○副議長（土谷 勇二君） ここで、ただいま議長を辞職されました、豊坂敏文議員から挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。どうぞ御登壇ください。

〔議員（16番、豊坂 敏文君） 登壇〕

○議員（16番 豊坂 敏文君） 皆さん、お疲れさまです。それでは退任の挨拶をやります。

ただいま皆様方の議長退任の許可をいただきまして、安心をいたしております。やはり大役を終えたという安堵感がいっぱいです。

皆様方には、多大なる御尽力、お力添えをいただき、それから円満な議会運営に御協力を賜りましたことを、心から深くお礼を申し上げます。

また、4年間、壱岐市議会議長として、長崎県下13市の議長会、そして8市2町の離島議長会に籍を置きまして、各市町の要望等、県はもとより、九州、全国、そして国会と要望活動を展開してまいりました。

おかげをもちまして、各市、各地域のそれぞれの事業、現況を把握することができました。これは私にとりまして、多大なる意義のある経験でございました。

本市におきましては、ジェットフォイルの最新の問題、飛行機の耐用年数の問題などなど、航路、航空路の問題は、依然として大きな問題として横たわっております。新体制になりました、この問題を解決すべく御尽力を賜りますように、心からお願いを申し上げる次第です。

4年間はもとより、浅学非才のこの身、役の不足のところも多かったと思いますが、寛容心で接していただきましたこと、市民の皆様、そして議会議員各位、執行部の皆様、そして市職員の皆様、また、就任の日から本日まで献身的なサポートをしていただきました、山川議会事務局長をはじめ、議会事務局の皆様方、心から感謝を、お礼を申し上げまして、簡単ではございますが、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

〔議員（16番、豊坂 敏文君） 降壇〕

○副議長（土谷 勇二君） ありがとうございます。

豊坂前議長におかれましては、持ち前のリーダーシップで、円滑な議会運営とともに、壱岐市議会の顔として対外的な業務に邁進してこられました。

その間、全国市議会議長会評議員、同会建設運輸委員会委員、全国離島振興市町村議会議長会理事、九州市議会議長会理事、長崎県離島振興市町村議会議長会会長として重責に当たられておられます。

また、市民の声を市政に届け、住民主体のまちづくりに御尽力をいただきました。心から敬意と感謝を申し上げます。

2期4年間、誠にありがとうございました。

追加日程第2. 議長の選挙について

○副議長（土谷 勇二君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の選挙についてを議題といたします。

これより、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（土谷 勇二君） ただいまの出席議員は15名であります。

お諮りします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、1番、森俊介議員、2番、樋口伊久磨議員を指名します。

投票用紙を配付させていただきます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（土谷 勇二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（土谷 勇二君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

点呼を命じます。山川議会事務局長。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

議席1番	森 俊介議員	議席2番	樋口伊久磨議員
議席3番	武原由里子議員	議席4番	山口 欽秀議員

議席 5 番	中原 正博議員	議席 6 番	山川 忠久議員
議席 7 番	植村 圭司議員	議席 8 番	清水 修議員
議席 9 番	赤木 貴尚議員	議席10番	音嶋 正吾議員
議席11番	小金丸益明議員	議席13番	中田 恭一議員
議席14番	市山 繁議員	議席15番	土谷 勇二議員
議席16番	豊坂 敏文議員		

.....

○副議長（土谷 勇二君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（土谷 勇二君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。1番、森俊介議員、2番、樋口伊久磨議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（土谷 勇二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票15票、無効投票0票。有効投票のうち小金丸益明議員11票、中田恭一議員4票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、小金丸益明議員が議長に当選されました。議場の出入口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（土谷 勇二君） ただいま議長に当選されました小金丸益明議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで、小金丸益明新議長から挨拶の申出がありますので、これを許可します。自席から御発言ください。

○議員（11番 小金丸益明君） 失礼します。ただいま当選の告知をいただきまして、ありがとうございました。謹んでお受けいたしたいと思っております。

壱岐市も合併から20年を経過いたしまして、また新たな時代の構築に入るものと思っております。私たち議会といたしましても、実効性の高い改革に日々精進いたしまして、住民の負託に応えるよう、頑張ってまいりたいと思っております。

議会議員皆様をはじめ、執行部各位のさらなる議会に対します円滑な運営に御協力をお願いいたしまして、簡単ではございますが、御挨拶に代えたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。（拍手）

○副議長（土谷 勇二君） おめでとうございます。御就任をお祝い申し上げます。

以上をもちまして、議長の職務を終了いたしました。各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長と交代いたします。小金丸議長、議長席にお着きください。

〔副議長（土谷 勇二君）と議長（小金丸益明君） 議長席交代〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 10 分休憩

.....

午前 11 時 20 分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。ただいまから、議長の職務を行います。

----- . ----- . -----

追加日程第 3. 副議長の辞職について

○議長（小金丸益明君） 土谷勇二副議長から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、副議長の辞職についてを議題とします。

本件につきましては、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の必要がありますが、ただいま土谷勇二議員の出席があっておりませんので、御了承をお願いいたします。

それでは、辞職願を事務局長に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） それでは朗読いたします。

令和 5 年 8 月 10 日、沓崎市議会議長小金丸益明様。

沓崎市議会副議長土谷勇二。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（小金丸益明君） お諮りいたします。土谷勇二議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、土谷勇二議員の副議長の辞職を許可す

ることに決定いたしました。

土谷勇二議員の入場を求めます。

〔議員（15番、土谷 勇二君） 入場〕

○議長（小金丸益明君） ここで、ただいま副議長を辞職されました、土谷勇二議員から挨拶の申出がっておりますので、これを許可することにいたします。どうぞ御登壇ください。

〔議員（15番、土谷 勇二君） 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 副議長退任に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

2年間、副議長に就任をさせていただきました。コロナ禍もあり活動等が収縮される中、議長への補助もあまりできず、大変心残りでありました。その中で、昨年、議会改革特別委員会を行い、議員定数、報酬などの確認を行い、その他、議員各位の考え等も、皆さんの考え等も何うことができました。大変意義ある改革委員会であったと思っております。

委員会を受けて、発議等もこの機に行うことがいたしたく思っております。皆様方におかれましては、就任中は御協力、御支援をいただき、任期を終えることができました。今後とも議員活動として、また壱岐市発展のために貢献をしていきたいと考えております。

最後に、2年間、誠にありがとうございました。（拍手）

〔議員（15番、土谷 勇二君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

追加日程第4. 副議長の選挙について

○議長（小金丸益明君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の辞職に伴い、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、副議長の選挙についてを議題といたします。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。選挙の方法については指名推選にすることに決定いたしました。

それでは、どなたか副議長の推薦をお願いいたします。

豊坂議員。

○議員（16番 豊坂 敏文君） 16番、豊坂が、9番、赤木議員を副議長に推薦をいたします。

○議長（小金丸益明君） ただいま、赤木議員を副議長に推薦したいとの発言がございますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 御異議ございませんので、赤木議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました赤木議員が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました赤木議員が議場におられますので、規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

赤木副議長、当選の承諾及び御挨拶を自席からお願いいたします。

○議員（9番 赤木 貴尚君） このたび副議長という大役に御指名、選任され、大変光栄に存じます。この責任の重さに関し恐縮しておりますが、副議長として議長を支え、壱岐市議会の円滑な運営に努めてまいりますと同時に、市民の負託に応え続けられる議会でありますよう誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様、そして議会事務局、執行部の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願いし、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（小金丸益明君） おめでとうございます。御就任をお祝い申し上げます。

追加日程第5. 議席の一部変更について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。正副議長が決定いたしましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変えて、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。変更する議席番号及び氏名を事務局長

に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） 議席を変わられる方の報告を申し上げます。

9番、土谷勇二議員、11番、豊坂敏文議員、15番、赤木貴尚議員、16番、小金丸益明議員。

以上です。

○議長（小金丸益明君） お諮りします。ただいま事務局長の朗読のとおり、議席の一部を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま事務局長の朗読のとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更後の議席については、次回の会議より着席をお願いいたします。

日程第6. 常任委員の所属変更について

○議長（小金丸益明君） 日程第6、常任委員の所属の変更についてを議題といたします。

委員会条例第8条第3項により、所属変更申出書が提出されております。

常任委員の所属変更については、委員会名及び氏名を事務局長に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） 総務文教厚生常任委員会、森俊介議員、樋口伊久磨議員、武原由里子議員、山口欽秀議員、山川忠久議員、植村圭司議員、清水修議員、市山繁議員。

産業建設常任委員会、中原正博議員、赤木貴尚議員、土谷勇二議員、音嶋正吾議員、小金丸益明議員、中田恭一議員。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいま山川議会事務局長が朗読いたしましたとおり、常任委員の所属変更について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり、常任委員の所属変更をすることに決定いたしました。

追加日程第6. 常任委員の選任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。委員会条例第8条第2項により、前議長の常任委員会の所属を決定するため、常任委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、常任委員の選任についてを議題とします。委員会条例第8条第2項により、豊坂敏文議員を産業建設常任委員会委員に指名します。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、豊坂敏文議員を産業建設常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議事の都合により副議長と交代いたします。

〔議長（小金丸益明君）と副議長（赤木 貴尚君）議長席交代〕

追加日程第7. 議長の産業建設常任委員の辞任について

○副議長（赤木 貴尚君） それでは、議長に代わりまして私が議事を進めます。

お諮りします。小金丸議長より、常任委員会及び議会運営委員並びに国境離島活性化推進特別委員の辞任の申出がなされておりますので、議長の常任委員の辞任について及び議長の議会運営委員の辞任並びに議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任について及び議長の議会運営委員並びに議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。小金丸議長から議会運営上の理由によって、常任委員を辞任したいと申出がなされております。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、小金丸議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第8. 議長の議会運営委員の辞任について

○副議長（赤木 貴尚君） 次に、追加日程、議長の議会運営委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。小金丸議長から議会運営上の理由によって、議会運営委員を辞任したいと申

出がなされております。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、小金丸議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第 9. 議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○副議長（赤木 貴尚君） 次に、追加日程、議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りします。小金丸議長から議会運営上の理由によって、国境離島活性化推進特別委員の辞任の申出がなされております。本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（赤木 貴尚君） 異議なしと認めます。よって、小金丸議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

それでは、ここで議長と交代いたします。

〔副議長（赤木 貴尚君）と議長（小金丸益明君） 議長席交代〕

○議長（小金丸益明君） 再開します。

ここで暫時休憩いたします。なお、総務文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長より各常任委員会が招集されています。委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会が議員控室、産業建設常任委員会が2階会議室となっておりますので、直ちに各常任委員会御集合をお願いします。

午前 11 時 43 分休憩

.....
午後 12 時 35 分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

各常任委員会で正副委員長の互選が行われ、新しく正副委員長が決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に植村圭司議員、副委員長に清水修議員。産業建設常任委員会委員長に中原正博議員、副委員長に中田恭一議員、以上のとおりであります。

追加日程第 10. 議会運営委員の辞任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。森議員、赤木議員、市山議員より議会運営委員会の辞

任の申出が出されておりますので、議会運営委員の辞任についてを追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、森議員、赤木議員、市山議員の議会運営委員会の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員会の辞任についてを議題といたします。

森議員、赤木議員、市山議員から所属する委員会の都合により、議会運営委員会を辞任したいという申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり森議員、赤木議員、市山議員の委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、森議員、赤木議員、市山議員の議会運営委員の辞任を許可することで決定いたしました。

追加日程第11. 議会運営委員の選任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思いますが、

その氏名を事務局長に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） それでは、新規の議会運営委員を朗読いたします。

武原由里子議員、山口欽秀議員、植村圭司議員、豊坂敏文議員。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいま朗読いたしましたとおり、議会運営委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員には、朗読のとおり選任することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。

追加日程第12. 議会広報特別委員の辞任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。武原議員、山口議員、植村議員より議会広報特別委員の辞任の申出がっておりますので、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、武原議員、山口議員、植村議員の議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会広報特別委員の辞任についてを議題といたします。

武原議員、山口議員、植村議員から所属する委員会の都合により、議会広報特別委員を辞任したいとの申出がっております。

お諮りします。本件は、申出のとおり武原議員、山口議員、植村議員の議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、武原議員、山口議員、植村議員の議会広報特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第13. 議会広報特別委員の選任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会広報特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思っております。

その氏名を事務局長に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） 新規の議会広報特別委員を朗読いたします。

森俊介議員、土谷勇二議員、市山繁議員。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいま朗読いたしましたとおり、議会広報特別委員に指名すること

に御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。なお、議会運営副委員長及び議会広報特別委員長より委員会が招集されています。委員会の場所は、議会運営委員会が2階会議室、議会広報特別委員会が議員控室となっています。

午後12時43分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（小金丸益明君） 再開します。

議会運営委員会及び議会広報特別委員会の正副委員長の互選が行われ、新しく正副委員長が決定されておりますので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に音嶋正吾議員、副委員長に植村圭司議員、議会広報特別委員会委員長に樋口伊久磨議員、副委員長に清水修議員、以上となっております。

追加日程第14. 国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。森俊介議員、市山繁議員、土谷勇二議員より、国境離島活性化推進特別委員の辞任の申出がなされておりますので、国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、森俊介議員、市山繁議員、土谷勇二議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題といたします。

森俊介議員、市山繁議員、土谷勇二議員から、所属する委員会の都合により国境離島活性化推進特別委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり森俊介議員、市山繁議員、土谷勇二議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、森俊介議員、市山繁議員、土谷勇二議員の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第15. 国境離島活性化推進特別委員の選任について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。国境離島活性化推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを議題といたします。

国境離島活性化推進特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名いたしたいと思えます。

その氏名を事務局長に朗読させます。山川議会事務局長。

○事務局長（山川 正信君） 新規の国境離島活性化推進特別委員を朗読いたします。

武原由里子議員、山口欽秀議員、豊坂敏文議員。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ただいま朗読いたしましたとおり、国境離島活性化推進特別委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員は、朗読したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集いたします。

委員会においては、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いいたします。

国境離島活性化推進特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後1時15分休憩

.....

午後1時27分再開

○議長（小金丸益明君） 再開いたします。

先ほど、国境離島活性化推進特別委員会の構成メンバーで誤りがございましたので、山川局長より訂正いたします。

○事務局長（山川 正信君） 改めて、新規の国境離島活性化推進特別委員を朗読いたします。

武原由里子議員、山口欽秀議員、植村圭司議員、豊坂敏文議員。

以上になります。

○議長（小金丸益明君） 以上のとおり訂正いたします。

ただいま朗読のとおり、国境離島活性化推進特別委員に指名することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認め、そのように決定いたしたいと思います。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長が決まりましたので、御報告いたします。

国境離島活性化推進特別委員会委員長に赤木貴尚議員、副委員長に豊坂敏文議員、以上のとおりであります。

次に、市山繁議員より長崎県病院企業団議会議長宛てに、長崎県病院企業団議会議員の辞職願が提出されております。

追加日程第16. 長崎県病院企業団議会議員の選挙について

○議長（小金丸益明君） お諮りします。長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程、長崎県病院企業団議会議員の選挙についてを議題とします。

同企業団規約第7条第1号の規定に基づき、選挙する議員の数は2名ですが、清水修議員が引き続き病院企業団議会議員を務められますので、選挙する議員の数は1人です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選により行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定いたしました。

長崎県病院企業団議会議員に、山川忠久議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名いたしました山川忠久議員を長崎県病院企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山川忠久議員が長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました山川忠久議員が議場におられますので、壱岐市議会会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

追加日程第17. 議員派遣の件

○議長（小金丸益明君） お諮りします。議員の派遣の件を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思いをします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、タブレット配信のとおり決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしますが、この際お諮りします。8月会議において議決された案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうよう決定いたしました。

ここで白川市長より、発言の申出っておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和5年老岐市議会定例会8月会議の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、本日提出いたしました案件について慎重な御審議を賜り、議決いただきましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

ただいま、議長選挙におきまして、老岐市議会第10代議長に小金丸益明様、第12代副議長に赤木貴尚様が御当選されました。心からお喜び申し上げます。

また、各常任委員会、その他各委員会の委員選任も決定され、本日新しい老岐市議会の体制が整ったところでございます。

豊坂敏文前議長、土谷勇二前副議長をはじめ、各全常任委員会正副委員長、前議会運営委員

会正副委員長、そして各委員会皆様には、これまで様々な案件について御審議いただき、貴重な御意見、御提言を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。特に豊坂前議長におかれましては、様々な重要な案件について常に壱岐市の将来のことを考え、その信念を貫き、議会の先頭に立って市政運営に御指導賜りましたことに、心から敬意を表する次第であります。

そして、今回新たに御就任の小金丸議長、赤木副議長には、優れた見識と卓越した政治手腕により、リーダーシップを遺憾なく発揮していただき、市政運営に御指導賜りますようお願い申し上げます。また、議員皆様には、市民皆様のため、壱岐市の発展のため、共に市政を担う者として、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

これからも厳しい暑さが続くことが予想されます。熱中症等に十分気をつけられ、健やかにこの夏をお過ごしになられることを祈念いたしまして、閉会に際しての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、令和5年壱岐市議会定例会8月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。

皆さん大変お疲れさまでした。

午後1時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

前議長 豊坂 敏文

議長 小金丸益明

前副議長 土谷 勇二

副議長 赤木 貴尚

署名議員 中原 正博

署名議員 山川 忠久